

## お知らせ

### 個人住民税における扶養控除の改正について

平成22年度の税制改正により個人住民税における扶養控除が改正され、平成24年度賦課分から適用されます。(所得税は平成23年分から適用されています。)

#### ◆ 扶養控除とは

納税者に地方税法上の控除対象扶養親族となる人がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを扶養控除といいます。

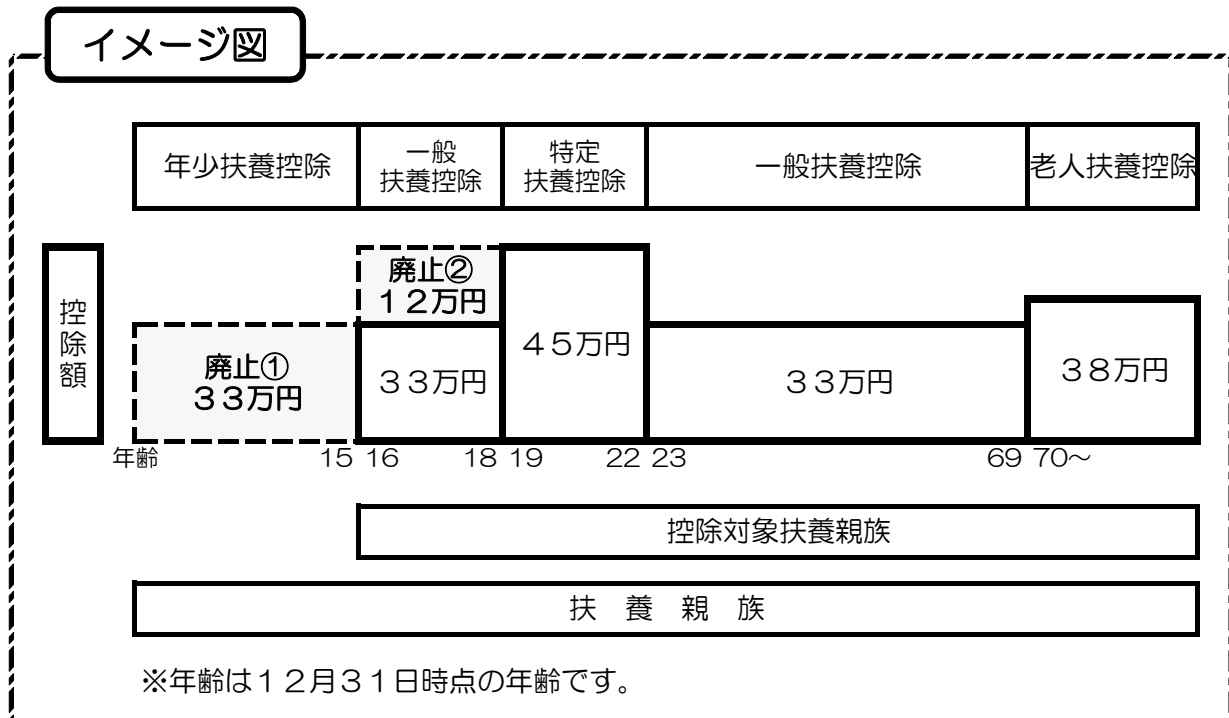
#### ◆ 改正のポイント

① 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(以下「年少扶養控除」という。)が廃止されます。

② 16歳以上19歳未満の扶養親族に係る特定扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円となります。

なお、19歳以上23歳未満の扶養親族に係る特定扶養控除(45万円)、23歳以上70歳未満の扶養親族に係る一般扶養控除(33万円)及び、70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除(38万円)については現行のまま変更はありません。

#### イメージ図



#### ◆ その他関連事項

年少扶養控除は廃止されますが、個人住民税の非課税限度額の算定に扶養親族の人数が必要となりますので、年末調整や確定申告等で16歳未満の扶養親族の方を申告していただく必要があります。